

件名	高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導について
提出理由	平成31年4月1日に施行された「高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導要項」を踏まえ、「高校生の自動二輪車等の交通安全講習」等の指導を実施したので、別紙のとおり報告します。
概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導要項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 目的</li> <li>(2) 交通安全指導</li> <li>(3) 自動二輪車等の運転免許の取得、車両の購入及び運転</li> <li>(4) 自動二輪車等による通学</li> <li>(5) 交通安全講習</li> <li>(6) その他</li> </ol> </li> <li>2 高校生の自動二輪車等の運転免許取得状況 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自動二輪車等の運転免許取得者数</li> <li>(2) 通学許可生徒数</li> </ol> </li> <li>3 高校生の自動二輪車等の交通安全講習 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 目的</li> <li>(2) 共催、後援</li> <li>(3) 内容</li> <li>(4) 令和元年度の実施状況</li> <li>(5) 参加生徒アンケート結果</li> </ol> </li> <li>4 高校生の自動二輪車等による交通事故 県内高校生の交通事故死傷者数</li> <li>5 モニタリング組織による検証 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 委員会の目的</li> <li>(2) 開催日時・場所</li> <li>(3) 委員構成</li> <li>(4) 報告事項</li> <li>(5) 協議事項</li> <li>(6) 委員会からの意見、要望等</li> </ol> </li> <li>6 令和元年度の実績、委員会での意見を踏まえた今後の展開</li> </ol>

(保健体育課)

## 高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導について

### 1 高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導要項（平成31年4月1日施行）

#### (1) 目的

本指導要項は、高校生の原動機付自転車及び自動二輪車（以下「自動二輪車等」という。）の交通安全に関する基本的な事項について定め、高校生の命を守り、充実した高校生活を通じて高校生の健全育成を目指すことを目的とする。

#### (2) 交通安全指導

ア 県教育委員会は、生徒が在学中のみならず生涯にわたり交通事故の当事者とならないよう、学校における交通安全指導の充実を図る。

イ 各学校では、本要項の目的等を踏まえ、生徒及び保護者に対し、交通安全指導を実施する。

#### (3) 自動二輪車等の運転免許の取得、車両の購入及び運転

ア 自動二輪車等の運転免許の取得、車両の購入及び運転を希望する生徒は、保護者の同意のもと、学校に書面をもって届け出る。

イ 学校は、生徒及びその保護者に対して、面談等を実施し、交通社会の一員となる自覚や高校生としての本分、保護者の責任等について説明し、共通認識を図る。

ウ 自動二輪車等の運転免許取得等の具体的な手続については、別途定める。

#### (4) 自動二輪車等による通学

ア 次のいずれかの場合に限り、校長は、自動二輪車等による通学について許可することができる。

- ・ 通学に関し、利用しうる適当な交通機関がなく、かつ、遠距離のため自転車通学が困難である場合
- ・ その他特に校長が必要と認める場合

イ 通学用の自動二輪車等は、原則、原動機付自転車（排気量50cc以下）とする。

ウ 通学に関する手続については、別途定める。

#### (5) 交通安全講習

ア 各学校は、運転免許取得等の手続に従って、運転免許取得者等を把握するとともに、県教育委員会等で主催する自動二輪車等の交通安全講習の受講を積極的に促す。

イ 交通安全講習の詳細は、別途定める。

#### (6) その他

ア 本指導要項の施行の日において、自動二輪車等の免許を取得している者については、本指導要項で定める各種届出等の手続を行わせる。

イ この指導要項に定めがないことについては、各学校において定めることができるものとする。

2 高校生の自動二輪車等の運転免許取得状況（令和2年3月31日現在 公立全日制・定時制計）

(1) 自動二輪車等の運転免許取得者数

原付 80校・572人      自動二輪車 65校・225人  
計 92校・797人

(2) 通学許可生徒数

20校・138人

3 高校生の自動二輪車等の交通安全講習

(1) 目的

自動二輪車等の運転免許を所持し、運転している高校生に対し、交通安全意識を啓発し、交通社会の一員となる自覚や資質向上を図り、必要な知識及び技能を取得させることを目的とする。

(2) 共催、後援

（一社）埼玉県指定自動車教習所協会  
 埼玉県警察本部  
 （一財）埼玉県交通安全協会  
 埼玉県二輪車普及安全協会  
 埼玉県高等学校安全教育研究会  
 埼玉県交通安全対策協議会

(3) 内容

- ア 講義 45分（埼玉県警察本部交通部交通総務課）  
 事故違反状況、交通社会の一員としての自覚、交通事故時の対応要領
- イ 実技講習 1時間30分（（一財）埼玉県交通安全協会 他）  
 日常点検、乗車姿勢、ブレーキング、コーナリング、バランス 等
- ウ 救急救命法 45分（教習所職員）  
 AEDの使用などの救急救命法 等

(4) 令和元年度の実施状況

地区	北部	南部	秩父①	西部	秩父②	東部	計
会場	かごはら 自動車学校	ファインモーター スクール大宮	秩父中央 自動車学校	川越 自動車学校	秩父 自動車学校	春日部 自動車教習所	
実施日	7月25日	7月30日	8月26日	9月15日	10月20日	12月22日	
参加学校数	5校	9校	6校	15校	8校	23校	59校
参加生徒数	16人	19人	19人	61人	118人	60人	293人

(5) 参加生徒アンケート結果

ア 受講した講習の印象

項目	大変良かった	良かった	普通	あまり良くなかった	良くなかった
講義	54.6%	24.6%	18.0%	0.3%	2.5%
実技講習	55.9%	24.2%	17.4%	0.7%	1.8%
救急救命法	55.6%	24.6%	17.3%	0.7%	1.8%

イ 講習を受けた感想

- ・ 改めて、正しい乗車姿勢や心得を教わることができて良かった。
- ・ 楽しかった。
- ・ 簡潔にまとまっていてとても分かりやすかった。
- ・ いろいろなことが学べた。
- ・ 安全運転をしようという思いが強くなった。
- ・ 命の大切さが分かった。
- ・ 大変ためになった。
- ・ 普段習わないことを教えてもらえる良い機会だった。 等

ウ 自動二輪車等を運転しようと思った理由、使用用途

- ・ 趣味
- ・ 通学
- ・ 習い事
- ・ レジャー
- ・ 気分転換
- ・ 便利だから
- ・ 通学時の親の負担を減らすため
- ・ 移動手段
- ・ 職業に関係
- ・ 行動範囲が広がるから
- ・ 小さい頃に見た白バイ隊員に憧れたから 等

エ 交通安全について、日頃から実践していること

- ・ 一時停止
- ・ 安全確認
- ・ 点検、整備
- ・ スピードを出し過ぎない
- ・ 後方確認
- ・ 前の車との距離や歩行者への気配り
- ・ 周りの状況をよく見る
- ・ 心のブレーキ
- ・ 交通ルールを守る
- ・ 「かもしれない」運転
- ・ 標識の確認 等



開校式



実技講習①



実技講習②



実技講習③



講義



救急救命法

4 高校生の自動二輪車等による交通事故  
県内高校生の交通事故死傷者数

	平成29年	平成30年	令和元年
自動二輪車	31人	24人	23人
原動機付自転車	47人	32人	24人
自転車	913人	885人	827人

5 モニタリング組織による検証

(1) 委員会の目的

委員会の名称を「高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導検討委員会」とし、高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導について検討する。

(2) 開催日時・場所

令和2年2月7日（金）15時15分～ 知事公館

(3) 委員構成

(一財)埼玉県交通安全協会

運転講習課係長 岩渕 孝司

(一社)埼玉県指定自動車教習所協会

専務理事 宮谷 定雄

(一社)埼玉県二輪車普及安全協会

事務局長 筒井 賢吾

(一社)日本自動車工業会

安全教育分科会長 飯田 剛

日本大学	助教	稲垣 具志
埼玉県高等学校安全教育研究会	会長	山本 美苗
埼玉県高等学校PTA連合会	会長	小島 久幸
埼玉県警察本部交通部交通総務課	課長補佐	満保 利光
埼玉県教育局県立学校部	副部長	芋川 修

(4) 報告事項

- ア 指導要項施行に際し、学校の指導で困難だったこと等について
- イ 自動二輪車等の運転免許取得状況等
- ウ 自動二輪車等の交通安全講習実施状況
- エ 自動二輪車等による交通事故

(5) 協議事項

- ア 交通安全講習の周知方法、実施内容等について
- イ 自動車運転免許との整合性
- ウ 特別支援学校生徒の扱いについて

(6) 委員会からの意見、要望等

ア 交通安全講習についての課題

- ・ 講習への参加について、再度生徒・保護者へ周知する。
- ・ 自動二輪車等を所有しているのに、自転車等で参加する生徒がいた。
- ・ 改造バイクで参加する生徒がおり、会場周辺への騒音が問題となった。そのような生徒は実技講習に参加させない方がよい。
- ・ 当日、無断で欠席する生徒がいた。
- ・ 実技での講習内容を講義で触れるなど、直接的な連携があればよい。
- ・ 講習にふさわしくない服装で参加している生徒がいた。(サンダル等)
- ・ 秩父地区での参加生徒数が多かったため、実施回数を増やした方がよい。
- ・ 開催期間を検討した方がよい。
- ・ 雨天時は公共交通機関等で参加し、映像等を用いた実技に代わる講習を行う。

イ その他

- ・ 定期的に調査を行い、運転免許取得者の把握を行ったほうがよい。また、調査で得られた結果については、学校へフィードバックすべきである。
- ・ 各学校での交通安全に関する効果的な取組を県教委が取りまとめ、県内各校へ紹介した方がよい。
- ・ 自動二輪車等の免許取得の際の手續について、リーフレット等を用い、生徒・保護者へ再度周知するべきである。
- ・ 県警察本部と連携し、生徒が関わる交通事故の状況の分析、データの共有を行った方がよい。

6 令和元年度の実績、委員会での意見を踏まえた今後の展開

- ・ 高校生の運転免許取得者数等を把握するため、より詳細な調査を実施する。
- ・ 委員会での意見等を踏まえ、関係機関と連携し、交通安全講習の充実を図る。
- ・ 交通安全講習の実績、調査で得られた結果について、学校へフィードバックする。
- ・ 県警察本部と連携し、生徒が関わる交通事故状況の分析、情報共有等を行う。
- ・ 自動二輪車等の指導について、再度、生徒・保護者へ周知する。